

平成 2 1 年度 第 3 回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日 (月) 午後 1 時 3 0 分 ~ 4 時
開催場所	松阪市庁舎第 2 分館 教育委員会事務局 2 階会議室
出席者 (敬称略 : 5 0 音順)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (名城大学教授) 委員 坂本 聡子 (司法書士) 委員 吉川 和男 (税理士) 委員 吉田 弘一 (三重中京大学名誉教授)
事務局	磯田 契約監理担当参事 房木 契約監理課長 佐藤 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 橋本 調達係長 池内 契約係主任
議題	議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 (平成 2 1 年 7 月から 9 月分) ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題 2 抽出事案の審議 (吉田委員抽出) 議題 3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・総合評価落札方式の試行結果について ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
● 入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札 160 件、平均落札率 81.34%、平均参加者 14.2 者であった。前回の期間は骨格予算であったこともあり発注が非常に少なかったが、例年の同時期 (148 件) と比較しても若干多い程の発注があった。 ・指名停止措置の運用状況について

	5 件の指名停止を行った。今回、その内の 1 件は松阪市発注の案件において指名停止措置を行っている。その理由としては、入札参加条件として一級建築士 2 名以上としていたにも関わらず、実態として一級建築士が 1 名の現況で入札参加したものであり、指名停止措置要領中の措置基準にある不正又は不誠実な行為に該当するとして指名停止 3 ヶ月としたものである。
● 抽出事案の審議（吉田委員抽出）	
○ 落札率が高かった又は参加者が少なかった案件という観点から事案を抽出した。 まず、落札率が高かった案件であるが、その率が 90%以上だった案件が 4 件あったが、その全てが参加者の応札の多くが最低制限価格を下回り落札外となった結果のものである。予定価格の決定については、「くじ」により設計価格の 98.00 ～ 99.99%の範囲内で予定価格を決定しているとのことだが、算出率が高く出た場合、最低制限価格（予定価格の 85%）との関連で、業者が最低制限価格付近で入札しているのにも関わらず、それらの全てが最低制限価格を下回り落札外となり、予定価格付近の高値で入札した業者が落札するという不合理な結果を度々招いている。この状況を打開する案はないだろうか？ 次に、参加者が少なかった案件については、入札参加者が 5 社以下という案件が 20 件あったが、どのような状況下においてこのようなことが起こりやすいのか？ また、地域指定型の入札参加者について見てみると、本庁管内と比較すると少ないように見受けられるが、参加業者の固定化といった悪い習慣に結びついている状況にあるのではないのか。	確かにご指摘のことは、現行の最低制限価格制度の不合理さの一面である。実に今回の落札率が高かった 4 件の内、予定価格

○必ずしも落札率が高い＝参加業者が少ないといったことではないのか。 ○案件一覧の中には落札率が10分の8.5や3分の2以下のものがあるがこれはどういった状況なのか。 ○設計金額公表型と希望価格型はどのように使い分けているのか。	算出率が99.99%と高く出たのが2件あり、最低制限価格付近で入札していた業者全てが落札外となり、予定価格付近の高値で入札した業者が落札するという結果となった。最低制限価格制度への現時点の取組みについては、今年度実施しました総合評価落札方式の試行の中で、平均型の算定を行いましたので、後の結果報告の中で詳細を説明いたします。 入札参加者数の少なかった件については、滅多にしか出ない電気通信工事が4件あり、市内・準市内業者で8社程度業者がある状況から参加の見込みもあるということで発注を行ったのだが、実際参加があったのは4社であったということや、第一清掃工場焼却炉解体撤去工事については、履行実績を求める中で該当業者が少なかったこと、また、機械器具設置工事・鋼構造物工事である除塵機やスクリーンの整備工事、橋の耐震補強工事といった特殊な工事が多かったことや、業務委託も含め全般的に特殊な内容のものが多かったことが一因となっていると考える。 地域指定型の入札状況については、地域の要望や台風等の災害時における迅速な災害復旧等、地域密着という観点から地元業者が重要な位置づけであるという認識は在るが、入札状況や結果から再度検討していかなければならないと考える。 一概にそのようには言えないと捉えている。 通常的设计金額公表型の発注ではなく希望価格型で発注を行ったものである。
--	---

○希望価格型の落札率を見ると 50%台が大半であり、中には 43.94%というのがある。このような類の設計金額の算定は一体どのようなになっているのか。 ○これまでの意見書において2回連続して指摘し改善を求めた内容であるが、「くじ」による予定価格の決定が、その算出率が高い率で出た場合、最低制限価格（予定価格の 85%）との関連で、業者が最低制限価格付近で入札しているのにも関わらず、多くが最低制限価格を下回り落札外となり、予定価格付近の高値で入札した業者が落札するという不合理な結果を度々招いている。1回目と2回目の意見書では、市長が交代しているのでやむなくその点を考慮しなければならないとしても、現在、改善に向けて何かしらは取組んでいるという理解で良いのか。	市内業者の参加が見込めない内容のものや、大手企業・プラントメーカーでないと履行出来ない工事を行わなければならない場合に希望価格型で発注し最低制限価格を設定せず公告している。 特殊な工事になると市に当該案件の設計根拠となる歩掛りが無いので、どうしてもメーカーに見積もりを取った内容を根拠とし設計金額を算定せざるを得ない状況がある。また、電気設備やポンプについては安価に契約締結したとしても、その後に継続したメンテナンスが控えている場合が多く、長く随意契約となっていることも捉えて十分に考察する必要があると考えている。 改善に向けた取組みの中で、入札参加者が5社未満となった場合に予定価格算出率を 98%に固定して開札を行うということについては、概ね理解、賛同を得られている。 しかし、原点から考察する必要があることから、まず「5社」という設定が果たして妥当なのか否かについて、これまでの開
--	---

確かに業者にとっては、次回はその立場になるかもしれないという考え方が存在するのかもしれないが、市民からすれば、税金を投入して工事が行われる以上、その不合理さは合点できる内容ではなく、是非とも解決して欲しいものである。とにかく、例えば検討した結果、全面的な実施が難しいということであったとしても、何かしらに限定して部分的に運用するなどして、少しでも改善していただきたい。 以前と比較すると、入札参加者数が少ない案件でも、結構落札率が低くなったように見受けるがそのような傾向はあるのか。	札結果の実績データを基に調査分析をしているところである。また、市内業者に対しての発注の中でも、その内容や規模からどうしても入札参加者が数社に限定されることが容易に推測される場合の対応はどうすべきかなどについても検討をしているところであるので、これまでの意見書の内容を決して無にしているわけではないということをご理解いただきたい。 また、業者にとっては、最低制限価格を設定する以上、それを下回り落札外となり他の業者が高値で落札するという不合理な結果が起こり得るということは制度上仕方が無いという思いもあると考えているので、その点についても合理的な説明ができるよう検討しているところである。 全面的な実施が難しいという結果になったとしても、業種や一定の期間を定めて実施するなどして前進していくよう考えている。 入札価格を入れる時点では入札参加者数は公表しておらず、結果として入札参加者数が少ないということになるので、価格競争は確保されており、応札は真摯に行われているのが大半であるというのが今の状況であると捉えている。
---	---

	ちなみに、先日当市において開催しました電子入札システム自治体連携会議に参加していただいた11自治体のほとんどが、最低制限価格の算出については平均額型を実施している状況であった。また、県内では四日市市が同様の変動型を実施しているが、最低制限価格は85%を大幅に下回り70%台、時には60%台の金額になることもある状況と聞いている。
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
先ほどの抽出事案の審議においてもあったように、当初に受注した業者がその後のメンテナンスを長期間随意契約していくという典型的な内容であるが、はたしてそのスタイルは正当なのか、また、价格的には妥当なのか。	10件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 獺師ポンプ場施設整備工事・・・獺師ポンプ場において運転している水中ポンプは、平成2年度の工事完成から19年の期間に亘り年に1度の簡易的な点検しか実施していないため、内部の状態を確認していない状況であり、工場に搬入し分解整備を行い消耗部品の交換と調整作業が必要であると考えられる。本工事は、獺師ポンプ場の水中ポンプの機能を損なう事無く、分解整備工事を行う必要性から、既設の設備と密接な関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合には既設の設備等に著しい支障が生ずるおそれがあるため、獺師ポンプ場新設工事の受注業者と随意契約するものである。 大手企業・プラントメーカーに発注するとオリジナル製品となるため、どうしても構造が独自のものとなり、メーカー間での共通部品が無い状態となる。よって、その後の整備工事を他のメーカーが請負うとなると部品の調達が不可能であるため、どうしても当初の受注メーカーに発注しなければならない

重要な箇所については、どうしてもメーカーオリジナルの部品とならざるを得ないことは理解できるとしても、新規発注の際に共通部品でも対応可能な箇所があるような仕様にしておくなどの工夫をしておけば、後に発生する整備工事の全てが随意契約とはならず、競争性を作用させることができるのではないか。 委員会としての意見 契約の相手方となることは理解できるが、価格の妥当性の確保については検証されたい。また、長期的な観点より、新設工事の際に部分的に共通部品でも対応可能な仕様で発注を行えば、メンテナンス工事等を実施する時に、入札が可能となるということを前提に検討されたい。 製品について特許などの権利などはあるのか。 価格交渉の余地はあるのか。	い状況となっている。 台風や集中豪雨等なにかしら災害が起こった場合の迅速な対応の必要性を視野に入れて考えれば、工事をどこの業者が施工しても問題なく出来るようにするということは非常に重要である。今後はこの考えをより一層浸透させていきたい。 「燃焼ストーカ更新整備」・・・第二清掃工場のごみ焼却施設」焼却炉本体中央部、燃焼ストーカの全面更新を行うものである。ごみ焼却のシステムは全てメーカーの独自設計がなされており、特に焼却炉本体については、火格子等の構成部品に他のメーカーの互換性は無い。施設全体の稼働における責任の所在の明確化をはかるためにも、当焼却炉施設新設工事の受注業者と随意契約するものである。 特許は切れている模様であるが火格子などの部品について意匠登録がなされているとの報告を受けている。 今後この予算額を元に減額できるよう交渉
---	--

委員会としての意見 意匠登録がなされているものであれば他社の参入の余地はないものと解されるが、契約金額においては価格交渉を十分行い決定すること。 全国で調べたのか。 装置の内容についてもう少し詳しい説明を求めます。 導入についての広報はしているのか。 委員会としての意見 随意契約としての要件は充たしていると考え。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	する。 「使用済みスプレー缶等処理装置借上」・・・処理困難物である使用済スプレー缶（10,000本/月）カセットボンベ、ガスライター（15,000本/月）を環境に適した方法で、安全に処理できるスプレー缶処理装置を導入するものです。本機器を製造しているのは調査した結果、他にはいないことから当該業者と随意契約するものである。 月刊廃棄物などを元に探したと聞いている。同様の製品について調べたが当該製品以外は該当しなかった。 処理物をタンクの中に投入し、タンク内の空気を抜いて酸素濃度を下げ、加えて窒素を封入することで爆発が起こらない状態にする。その上で破碎処理を自動で行う。その後、タンク内に充満している引火性のあるガスを排気ファンにて希釈したうえで排出することで爆発は起こらず処理が完了する。 特にしているとの報告は受けていない。 「地域材活用学校環境整備事業」・・・当事業の児童用木製の机・椅子の製造には、地元松阪産間伐材の材料使用を条件としており、その地域良材の安定的な確保に始まり学校教育家具の製造・供給・保守まで、一貫した対応が可能なのは当該業者だけです。なお、本物品は特許庁への
--	--

価格は平成 18 年当時から変わっていないのか。 委員会としての意見 意匠登録がされているものであり、地産地消を実現できるのは当該業者であることは理解できるものの、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 番組内で松阪市の PR はあるのか 平成 20 年度と比較して金額に差はないのか。 委員会としての意見 随意契約としての要件は充たしていると考え。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	意匠登録がなされている製品である。 当時と比較すると変更しているので価格は若干変更している。 「平成 21 年度松阪競輪開設 59 周年記念蒲生氏郷杯王座競輪に係るテレビ制作中継業務委託」…記念競輪は、全国的に場外展開を行っている F 競輪よりグレードが高く、より有名選手が参加するレースである。また地上波のレース中継は、競輪ファンだけでなく、広く人の目に触れる絶好の機会となるため、競輪事業の発展のための基礎となる。当該業者は県内唯一の地上波放送であり、本業務の実績が豊富であること。近隣県の競輪レース中継制作及び放映業務に従事しており業務に精通していること。以上の理由により当該業者と随意契約を行うものである。 一部その様な内容があると聴いている。 昨年と比較して約百万円上昇している。理由については確認していない。後日、担当課に確認したところ放送日数は変わらないものの、本年の開催日程上、祝日が含まれており、土日料金、祝日料金については平日に比べて高くなっているものである。 「移動通信用鉄塔施設整備事業」…携帯電話エリア整備地区について要望のあった地
---	---

無線電力設備設置業務においては当該業者の推薦業者を対象に指名競争入札としているが、入札の執行に問題はないのか。 委員会としての意見 随意契約としての要件は充たしていると考え。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 なぜ の「総務管理事務システム」とまとめて業者決定をしなかったのか。	区について三重県に報告し、携帯電話事業者に照会したところ、当該業者から平成 21 年度に飯南町下仁柿樋山地区、飯高町宮本地区の 2 箇所について事業参画する旨の連絡を受けた。平成 21 年 2 月 9 日、同社から、施設完成後、同社が携帯電話サービスを実施する確約書が松阪市に提出された。本事業に参画するのはこの 1 社であること、携帯電話設備は事業者毎に異なる個別の仕様があり、その特殊性から一般競争入札には適さないことから当該業者と随意契約を行うものである。 同種の入札については前年度にも行っているが、特に問題はなかった。 「メールサーバ及びアンチウイルス管理サーバ賃貸借」・・・メールサーバ及びアンチウイルス管理サーバが契約満了となるため機器の更改を行う。公募型プロポーザル方式により当該業者が次期「総務管理事務システム」契約業者として選定された。このシステムで使用する機器の空部分を使用することで機器本体を購入する必要がないことから、機器更新費用の他、運用コストを大幅に減額することが可能となる。また、この場合保守管理ができるのは当該業者以外になく随意契約を行うものである。 業者決定を行う段階では別業者であったため、このような方法が取りうるか否かについて検討がなされなかった。現時点でとりうる方法を各社から提案を受け検討
---	--

委員会としての意見 業者選定を行う際には出来る限り全体を対象とするように。今回の様に別途随意契約が発生することが無いように。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 ソフトは市民が使用するものなのか。リースなのか。 委員会としての意見 随意契約としての要件は充たしているものとする。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	した結果、もっとも安価かつ、当市の想定する内容に沿っているものを選定したものである。 「戸籍総合システムの更改」、「戸籍総合システムハードウェアの使用料」、「戸籍総合システムソフトウェアの使用料(移行及び設定作業を含む)」・・・ハードウェア及びソフトウェアを新しく更改するものである。ソフトについては操作に習熟し、安定稼動していることに加え、大きな移行作業その他が不要になることもあり引き続き当該業者と契約をすることとした。ハードウェア導入業者については検討を重ねた結果、ソフト導入業者と契約するほうがリスク軽減される結論に至りソフト、ハードともに当該業者と随意契約を行うこととするものである。 職員が戸籍管理をするために必要なものであり、リースである 「住民情報システム運用支援業務委託」・・・システム関連経費の節減と管理に要する人員の削減を目的としてシステムの再構築を行った。市販のパッケージシステムの導入を元にそれを若干カスタマイズすることで当市の業務にあうようにするものである。それまでは職員が作成したプログラムを汎用機で稼動させる旧来の手法であったが情報量の増加、多様化に対応できなくなっていることから、昨今の一般的なシステムであるクライアン
--	--

住民情報システムとはどのような内容を含んだものであるのか。 委員会としての意見 将来の業者決定にむけて今回の結果についての検討、検証を重ねてもらいたい。随意契約としての要件は充たしていると考え。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。 委員会としての意見 業者選定を行う際には出来る限り全体を対象とするように。今回の様に別途随意契約が発生することが無いように。ただし、契約金額の妥当性は十分検討されたい。	トサーバ形式を導入するものである。設計、カスタマイズ、機器リース全体の内容、価格を元にプロポーザル方式で業者決定を行った。その結果を受け機器リースおよび運用経費的な部分が今回の対象である。当該業者をプロポーザル方式により業者決定したものである。 別紙資料にある選考審査委員会の委員所属している部課が行っている業務を対象としている。また、具体的には提案価格内訳書に記載の業務が対象となっている。住民基本台帳から選挙人名簿までの約 20 種の業務が含まれている。 総務管理事務システム機器等賃借及び保守管理業務委託・・・内部事務処理の効率化を図るため財務会計、人事給与、勤休管理、などの各システムの契約満了に伴い新たに業者選定をし、契約を更改する。公募型プロポーザル方式により応募のあった 2 社からの提案を企画価格の両面で審査を行い業者決定した。
● 今年度の総合評価落札方式の試行について	
試行第 2 回目ということだが、第 3 回目、	

4 回目はどのような予定となっているのか。 通常の公告から契約までの期間はどれくらいか。 期間の差はどういった内容なのか。 価格評価と価格外評価のバランスの検討が今後の課題ということだが、それは発注内容に応じて、例えば価格点の比重を大きくしたり小さくしたりするといったことか。 今後、どのような工事にこの総合評価落札方式を適用していくのか。また、工事の総発注件数に占める割合をどれくらいに設定していくのかという点も課題だと思う。 他の自治体では落札業者を決定する際に面談を行うこともあったことがある	特別簡易型で行っているものの、総合評価落札方式は公告から契約まで少なくとも約 1 ヶ月～ 1 ヶ月半の期間を要する。これから年度末となっていくことを考えると工期の関係もあり、今年度内に再度行うことは困難と考えている。 約 2 週間程で契約まで至る。 業者への評価点の確認期間、それに対する申立期間、学識経験者への意見聴取といった内容を設けなければならないため、どうしても日数を要してしまうことである。 工事の種類によって、価格と価格外評価の比重を逐次変化させ、落札結果に反映させることが必要であると考えている。 今回のような方式で一定件数の落札業者を決定することはある程度妥当であると考えて一方で、本来の総合評価落札方式の趣旨である工事に入札参加者の意思を反映させるという要素を未だに取り入れていないので、今後は例えば、災害時に率先して協力してくれる業者に対しては、市の災害対策政策への協力業者という点で、価格以外の評価点を大きい比重にするなどの措置をとることが可能か否かという点なども検討して対象案件を想定しなければならないと考えている。
---	---

が。

今後、松阪市においてこのような発注が年間でどれ程実施されていくのかは分からないが、これこそが「松阪市らしさ」といった建築や道路を造るといった場合には、それに対する業者の企画力や思いを価格外評価へ大きく反映させた政策的要素が強い総合評価落札方式にすれば良いし、特にそういった要素が無い場合には、価格の要素が強い形で行うなどして、ケースによって使い分けをするべきだと思う。

さまざまな改正案が在るのであれば、例えば試行でも良いので実際の行動として示してもらわないと見えてこない。これまでの意見書で最低制限価格制度の不合理性の改善を指摘しているが何も動きが無いように見えるのはその典型である。それがせっかくの良案であっても提案した時点がずれてしまっただけを得ないこととなってしまうのではなかろうか。最初から詳細までを決定して実行しようとせず、大枠を示してまず動かしてみて、その結果を研究会や当委員会などで検証するといった手法で改善して行けば、今よりさらに機能的になると考える。今後、これらの課題について内容を詰めていた

国や県では、ヒアリングも行って総合評価を行う場合もあると聞いている。

地域指定型（飯南・飯高）の入札参加者が最近では3～4社と減少してきている問題は、災害時のことを考えると、その発生場所が飯南・飯高管内が多いことから、その時には地元業者に頼らざるを得ないという現実を考慮すると、一概に地域指定型を撤廃するということが難しいという現状がある。このような現状の中で、先ほどの例で政策目的に対する協力業者という点に評価のウェイトを置いた総合評価落札方式を実施することで、何らかの打開策となる可能性もあると考えている。

だきたい。	
● 次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 22 年 1 月 27 日（水）の 13：30～とし、抽出委員は坂本委員とする。	